

# 工事請負契約書

.....(以下「甲」という。)と大槻電気通信株式会社(以下「乙」という。)は、以下の通り工事請負契約を締結した。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持するものとする。

(目的)

第 1 条 乙は、甲に対し、次の物件の工事を請け負い、契約期間内にこれを完成することを約し、甲は、これに対し請負代金を支払うことを約した。

工事件名.....

工事場所.....

(工事内容)

第 2 条 工事内容は、仕様書及び図面(以下これらの仕様書、図面等を「設計図書」という。)に定めるとおりとする。

(契約期間)

第 3 条 契約期間は、平成.....年.....月.....日から平成.....年.....月.....日までとする。

(請負代金額)

第 4 条 請負代金額は、金.....円とする。

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の合計額.....円)

- 2 前項の消費税及び地方消費税の合計額は、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、請負代金額に 105 分の 5 を乗じて得た額である。

(信義則)

第 5 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(工程表の提出)

第 6 条 乙は、この契約締結後速やかに、工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

(現場代理人及び主任技術者)

第 7 条 乙は、必要に応じ、現場代理人及び技術上の管理をつかさどる主任技術者を定

め、その氏名を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(甲の調査権)

第 8 条 甲は、必要があると認めるときはいつでも、乙に対し、工事の実施の状況等の報告を求め、又は実地に調査することができる。

(検査)

- 第 9 条 乙は、工事が完了したときは、その旨を甲に報告しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、その日から起算して 7 日以内に工事の完了を確認しなければならない。
  - 3 乙は、工事結果が甲の確認検査に合格しないときは、直ちに補修して、再度甲の確認検査を受けなければならない。

(請負代金の支払)

- 第 10 条 乙は、第 9 条の検査合格（検収）を受けたときは、その日から起算して 10 日以内に、第 4 条で定める請負代金を甲の指定する請求書により甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による請負代金の請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に請負代金を支払わなければならない。

(関係者に関する措置要求)

- 第 11 条 甲は、現場代理人、主任技術者その他乙が工事を実施するために使用している下請負人、労働者等で、工事の実施又は管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、乙に対して、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について適切な措置を講じなければならない。

(工事内容の変更等)

第 12 条 甲は、必要と認めるときは、乙に工事の内容変更、又は一時中止をさせることができる。この場合において、請負代金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面にて定めるものとする。

(指示)

第 13 条 乙は、天災その他のやむを得ない事由により、契約期間内に工事を完了することができないときは、直ちに甲に連絡し、その指示を受けなければならない。

(臨機の措置)

第 14 条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなけれ

ばならない。ただし、緊急やむを得ないときのほかは、あらかじめ甲又は監督員の意見を求めなければならない。

- 2 前項の場合において、乙は、そのとった措置の内容を遅滞なく監督員に通知しなければならない。
- 3 甲は、災害防止その他施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを求めることができる。

(一般的損害)

第15条 工事の完了前に生じた損害その他工事の実施に関して生じた損害は、乙の負担とする。

(第三者に及ぼした損害)

第16条 工事の実施に当たり第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(特許権等の使用)

第17条 乙は、工事の実施に当たり、特許権等その他の第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第18条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第19条 乙は、工事の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第20条 乙は、工事の実施に当たり知り得た事項を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(名義変更の届出)

第21条 乙は、その名称又は代表者に変更があったときは、その名義変更に係る登記簿謄本その他のこれを証する書類を添えて、甲に届け出なければならない。

(甲の解除権)

第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認め

られるとき。

- (2) 着手期日を過ぎても着手しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
  - 2 甲は、前項各号のいずれかに該当しない場合であっても、やむを得ない事由があるときは、契約を解除することができる。
  - 3 甲は、前2項の規定により、契約を解除するときは、その理由、期間その他必要な事項を記載した書面をもって乙に通知しなければならない。

(乙の解除権)

第23条 甲が契約に違反し、その違反により工事を完了することが不可能となった場合には、乙は、契約を解除することができる。

(瑕疵担保責任)

- 第24条 修繕の完了した物件に瑕疵があるときは、甲は、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項の規定による瑕疵の補修又は損害賠償の請求は、第9条の規定による検査に合格したときから1年以内に、行わなければならない。

(補則)

第25条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

平成.....年.....月.....日

(甲)

(乙) 福島県郡山市田村町金屋字上川原286

大槻電気通信株式会社

代表取締役 大槻 努